

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	平成27年11月22日 11時25分ごろ
発生場所	北海道えりも町 ^{しよや} 庶野漁港東北東方沖 庶野港外東防波堤南灯台から真方位080°15.2海里（M）付近 （概位 北緯42°04.8′ 東経143°38.1′）
事故の概要	漁船 ^{けいあん} 第八十八慶安丸は、瀬縄の投入作業中、技能実習生が落水して行方不明となった。
事故調査の経過	平成27年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十八慶安丸、19トン HK2-23386（漁船登録番号）、個人所有 20.10m（Lr）×4.23m×1.31m、軽合金 ディーゼル機関、759kW、平成23年10月1日 第200-39280号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年3月24日 免許証交付日 平成27年3月24日 （平成33年3月23日まで有効） 技能実習生A（インドネシア共和国籍） 男性 21歳 操縦免許等 なし
死傷者等	行方不明 1人（技能実習生A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2m、水温 約12℃
事故の経過	本船は、船長及び技能実習生A（以下「実習生A」という。）ほか6人（日本国籍3人、インドネシア共和国籍3人）が乗り組み、庶野漁港東北東方沖でかれい刺網漁を行い、投網の後、機関を中立運転とし、対地速力約4ノットの前進行きあしで錨に続いて同錨に結ばれた瀬縄（海底の錨と海面の浮き球を結ぶロープ）を左舷側から海中に投

	<p>入する作業を開始した。</p> <p>船長は、操舵室右舷側に設置されたモニタで後部甲板左舷側から錨1個が投入されたことを確認し、次にコイルされた瀬縄が投入されるので前部甲板左舷側の様子を見ていたところ、実習生Aが瀬縄の輪の中に両手を入れて瀬縄を抱きかかえるように持ち上げたのを目撃した。</p> <p>実習生Aは、平成27年11月22日11時25分ごろ、走出する瀬縄が両手に絡んだ状態でブルワークを越えて落水した。</p> <p>船長は、直ちに機関を前進として本船を反転させ、瀬縄の巻揚げを指示するとともに船舶電話で所属する会社に本事故の発生を連絡し、無線で僚船に救援を依頼した。</p> <p>本船は、瀬縄を全て巻き揚げて捜索したものの実習生Aを発見することができず、12時10分ごろ、本事故発生場所の約0.5M南東方に浮いていた実習生Aの救命胴衣を揚収したが、実習生Aが行方不明となった。</p> <p>実習生Aは、本船、来援した僚船35隻及び海上保安庁の巡視船による捜索が行われたが発見されなかった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>実習生Aは、平成25年ごろから本船に乗り組み、本船での各作業に慣れており日本語は堪能であった。</p> <p>実習生Aは、瀬縄を投入する作業では、浮き球を投入する役割だったが、本事故時、突然、自ら瀬縄を投入する旨を他の乗組員に告げ、配置についた。</p> <p>実習生Aは、本事故当時、ヘルメット、救命胴衣、上下カッパ及びゴム手袋を着用し、長靴を履いて作業に当たっており、体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>実習生Aは、本事故当時、前部ファスナーを閉めた状態で救命胴衣を着用していたが、同救命胴衣には股下を通すベルト等がなかった。</p> <p>瀬縄は、直径約1.5cm、長さ約250mの化学繊維製で、本事故時、前部甲板上に置かれたプラスチック製の籠(縦約56cm、横約80cm、高さ約38cm)にコイルされた状態で収納されていた。</p> <p>他の乗組員は、ふだん、瀬縄を投入する際、瀬縄を手で持ち上げることはなく、瀬縄の入った籠ごと持ち上げて瀬縄だけを投入しており、船長が乗組員全員に作業要領を指導していた。</p> <p>実習生Aが瀬縄を投入しようとしていた場所付近のブルワークの高さは、甲板上から約75cmであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>実習生 A は、行方不明となった。</p> <p>本船は、庶野漁港東北東方沖において、瀬縄の投入作業中、実習生 A が、瀬縄の輪の中に両手を入れて抱きかかえるように持ち上げたことから、走出する瀬縄が両手に絡んで落水したものと考えられる。</p> <p>実習生 A が船長の指導に反した要領で瀬縄の投入作業を行った状況については、本人が本事故で行方不明となったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>実習生 A が行方不明となったことは、落水した後、着用していた救命胴衣が外れたことが関与した可能性があると考えられるが、行方不明となった状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、庶野漁港東北東方沖において、瀬縄の投入作業中、実習生 A が、瀬縄の輪の中に両手を入れて抱きかかえるように持ち上げたため、走出する瀬縄が両手に絡んで落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬縄を投入する作業中、瀬縄の束を持つことがないよう、安全指導を徹底して行うこと。 ・ 股ひも付きの救命胴衣を着用することが望ましい。

付図 1 事故発生場所概略図

